

議案第56号

北上市介護保険条例及び北上市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

(北上市介護保険条例の一部改正)

第1条 北上市介護保険条例(平成12年北上市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通徴収の納期)</p> <p>第3条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月11日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月11日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月11日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月11日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月11日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月11日から同月28日まで</p> <p>第7期 1月11日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月11日から同月28日まで(うるう年は同月29日まで)</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(普通徴収の納期)</p> <p>第3条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月11日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月11日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月11日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月11日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月11日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月11日から同月28日まで</p> <p>第7期 1月11日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月11日から同月28日まで(うるう年は同月29日まで)</p> <p><u>第9期 3月11日から同月31日まで</u></p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(北上市後期高齢者医療条例の一部改正)

第2条 北上市後期高齢者医療条例(平成20年北上市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通徴収に係る保険料の納期等)</p> <p>第4条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。))は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月11日から同月31日まで 第2期 8月11日から同月31日まで 第3期 9月11日から同月30日まで 第4期 10月11日から同月31日まで 第5期 11月11日から同月30日まで 第6期 12月11日から同月28日まで 第7期 1月11日から同月31日まで 第8期 2月11日から同月28日まで(うるう年は同月29日まで)</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期等)</p> <p>第4条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。))は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月11日から同月31日まで 第2期 8月11日から同月31日まで 第3期 9月11日から同月30日まで 第4期 10月11日から同月31日まで 第5期 11月11日から同月30日まで 第6期 12月11日から同月28日まで 第7期 1月11日から同月31日まで 第8期 2月11日から同月28日まで(うるう年は同月29日まで)</p> <p><u>第9期 3月11日から同月31日まで</u></p> <p>2～4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

介護保険料及び後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る納期を、8期から9期に変更しようとするものである。